

■ 裁判員制度についての学習資料

※ 島根県立隠岐高等学校における模擬裁判員裁判授業の事前授業で使用するため、同校の武藤立樹教諭が作成した教材をリーガルパークで修正いたしました。

1 裁判員制度とは

特定の刑事裁判において、有権者（市民）から事件ごとに選ばれた裁判員が裁判官とともに審理に参加する日本の司法・裁判制度をいう。

2 裁判員制度導入の理由

- ①国民の視点、感覚を、裁判の内容に反映される。
- ②司法（裁判）を国民の身近なものとし、国民の司法に対する理解と信頼を深める。
- ③国民が自身を取り巻く社会について考えるきっかけとなり、より良い社会への第一歩となる。
- ④アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く裁判の国民参加が行われており、グローバルスタンダードに日本を近づける。

3 裁判員に選定される確率

裁判員に選定されるのは、20歳以上の有権者が対象。全国平均では352人に1人が裁判員候補者に選定される見通しであるが、各地方裁判所の管轄する市町村ごとに裁判員候補者が選定される。裁判員候補者として名簿に登録された人々の中から事件ごとに裁判員が選定されるので、実際の裁判員となる可能性はさらに低い数字となる。

4 裁判員裁判を支える人々

(1) 裁判官

司法権を行使して裁判（判断すること）を行う官職にある者をいう。裁判員と対比して、職業裁判官と呼ばれることもある。合議体の場合には、その長となるものを裁判長という。訴訟の進行をコントロールする訴訟指揮権を有する。

(2) 裁判員

特定の刑事裁判において、有権者（市民）から事件ごとに裁判員として選ばれたものをいう。

(3) 検察官

検察官とは、犯罪が生じた場合に、国家側の当事者として被告人を訴追する（起訴）権限を有する者をいう。日本においては、検察官にしか訴追権限はない。

(4) 被告人

公訴を提起された者で、検察官に対向する当事者である。

※被告人は検察官に起訴されるまでは、「被疑者」といいます。

LEGAL PARK

(5) 弁護人

刑事裁判の当事者は検察官と被告人であるが、両者には専門的能力の差が著しくある。弁護人は、主張立証のための代理人でもあり、被告人の権利を保障する保護者でもある。

(6) 証人

犯罪の目撃者や被告人や被害者の近親者等、検察官の主張する事実について適正な判断をするために、裁判官及び裁判員に対して、自己の経験から知り得た事実を述べるように命ぜられた者をいう。検察官側が求めた証人である検察側証人及び弁護人側が求めた証人弁護側証人がいる。

5 裁判の流れ

(1) 起 訴 検察官の起訴により始まる。

※裁判員裁判では、起訴後第1回公判期日前に、事件の争点整理のため公判前整理手続きを行う。裁判員は参加していない。

(2) 裁 判

ア 冒頭手続き

人定質問 裁判官が被告人を確認するために名前、住所、本籍地、生年月日
を尋ねる。

起訴状朗読 検察官が公訴事実、罪名・罰条を起訴状に従って読み上げる。

権利の告知 裁判官から被告人に対して黙秘権等の権利が告知される。

罪状認否 被告人に対して、検察官が読み上げた起訴状の内容を認めか否か
確認する。弁護人の意見も補充的に聞く。

裁判官による公判争点整理結果告知

イ 証拠調べ手続き

犯罪事実に関する立証 検察官、被告人、弁護人がそれぞれの立場から有罪、無
罪の証拠を提出して意見を述べる。

被告人質問 裁判官から被告人に対して、被告事件についての被告人
の考えや心情を聞く。

(有罪を認めている場合)

情状に関する立証 情状証人に質問し、被告人がどれだけ償う気持ちがある
かを確かめる。

ウ 弁論手続き

検察官の論告・求刑 検察官が罰条をもとに求刑し、その理由を述べる。

弁護人の弁論 被告人の無罪、または、刑減を裁判官に訴える。

被告人の最終陳述 被告人から裁判官に自分の考え、意見を述べる。

エ 評議 裁判員6名と裁判官3名の計9名で同一意見に到達するまで評
議を重ねる。有罪の場合は量刑が決まるまで評議。

(どうしても一致しない場合は最低裁判官1名を含む多数決の多
数意見が評議結果となる。)

オ 判決の宣言 裁判長が判決文を読み上げる。

6 裁判員法の概要

(1) 裁判員が担当する事件：次の条件に当てはまる刑事事件の第一審のみが「裁判員裁判」により実施される。

I 死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪

具体的には

- ① 人を殺した場合：殺人
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合：強盗致死傷
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合：傷害致死
- ④ ひどく酒に酔った状態で自動車を運転して人をひき、死亡させた場合：危険運転致死
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合：現住建造物等放火
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合：身の代金目的誘拐
- ⑦ 子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた場合：保護責任者遺棄致死

II 法定合議事件（法律でその犯罪の公判は合議することになっている事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

7 参加する裁判体（合議体）の構成

原則として裁判官3名裁判員6名だが、比較的簡易な事件では例外的に裁判官1名と裁判員4名で足りる。

8 裁判官・裁判員の権限及び評決

- (1) 有罪・無罪の決定及び量刑の判断は、裁判官と裁判員の合議体の過半数であり、かつ、裁判官及び裁判員のそれぞれ1人以上が賛成する意見による。
- (2) 法令の解釈及び訴訟手続に関する判断は、裁判官の過半数の意見による。

9 裁判員の資格・選任手続・義務など

- (1) 衆議院議員の選挙権を有する者の中から、一年毎に無作為抽出で裁判員候補者名簿を作成し、裁判員は、その中から事件毎に無作為抽出する。
- (2) 欠格事由及び就職禁止事由等に該当する者、不公平な裁判をするおそれがある者並びに当事者（検察官・弁護人は、双方4人まで除外されるべき人を指名できる）から理由を示さない不選任請求をされた者は、裁判員となることができない。辞退事由に該当する者は裁判員となることを辞退することができる。

※ 以下に該当するものは証明書提出により候補を辞退できる。

- ・70歳以上
- ・地方自治体の議員（会期中に限る）
- ・学生や生徒（通信制の場合等は除く）

LEGAL PARK

- ・過去5年間に裁判員を経験
- ・重い病気
- ・親族の介護・養育
- ・その他政令で定める上記に準ずる事由

(3) 裁判員は、公判期日・評議への出席義務、公平・誠実な職務遂行の義務、評議の秘密及職務上知り得た秘密の守秘等の義務を負う。義務違反その他一定の場合に、裁判員は解任される。

(4) 裁判員には、旅費、日当等が支給される。

10 裁判員の参加する裁判の手続

(1) 公判前整理手続を必ず行う（この際、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない）。

(2) 裁判員も、公判審理で証人に対する尋問、被告人に対する質問を行うことができる。

11 裁判員に関して禁止されている事項

(1) 裁判員に対する請託・威迫（いはく）行為、裁判員の秘密漏洩行為等は、刑事罰の対象となる。

(2) 雇用主は、従業員が裁判員の職務のために仕事を休んだこと、その他裁判員になったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 何人も、氏名等の裁判員を特定できるような情報を公開してはならない。

(4) 何人も、担当事件について裁判員に接触してはならない。

12 市民参加の裁判制度（国際比較）

	陪審制	裁判員制	参審制
関与の仕方	陪審員のみで判断する 〔裁判官から独立〕	裁判官と一緒に判断する 〔合議体〕	裁判官と一緒に判断する 〔合議体〕
判断する事項	事実認定のみ（有罪か無罪）	事実認定と量刑	事実認定と量刑
対象事件	刑事事件のみ（アメリカは民事事件も）	重大な刑事事件のみ	刑事事件のみ
任期	なし	なし（該当する公判が終結するまで）	フランス（数週間） イタリア（3ヶ月） ドイツ（4年）
関与する事件	1つの事件ごと	1つの事件ごと	任期中に複数の事件
採用（構成員）	アメリカ （原則12名・6名の州もある） イギリス・ロシア・カナダ	日本 原則は裁判官3名+裁判員6名 被告が公訴事実を認めている場合は裁判官1名+裁判員4名	フランス （裁判官3名+参審員9名） イタリア （裁判官2名+参審員6名） ドイツ （地方：裁判官2名+参審員3名） （区：裁判官1名+参審員2名）

1.3 裁判員制度が抱える問題点

(1) 制度導入の自己目的化

→国民の司法参加そのものが目的となり、新しい裁判制度の導入を急いだ結果、誰も望まない裁判制度となったのではないか？

※裁判員制度への国民意識について平成17年裁判員制度における刑事裁判への参加意識（内閣府）によれば、導入後の裁判について

専門家でない裁判員により適切でない判決が出る（39.3%）

犯罪・治安のことを自分のこととして考える意識が高まる（31.2%）

裁判に国民感覚が反映され、司法への国民の理解・信頼が深まる（27.6%）

刑事裁判の手続・判決がわかりやすくなる（27.0%）

などの回答が得られている。

また、平成18年12月に内閣府が実施した裁判員制度に関する特別世論調査によれば、裁判員として参加したいかについて

・参加したい（5.6%）

・参加してもよい（15.2%）

・あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない（44.5%）

・義務であっても参加したくない（33.6%）

刑事裁判に参加する場合に不安を感じる点については

・自分達の判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる（64.5%）

・冷静に判断できるか自信がない（44.5%）

・裁判の仕組みが分からない（42.0%）

・専門家である裁判官の前で自分の意見を発表することができるか自信がない（40.5%）

・被告人やその関係者の逆恨み等による身の安全性（39.1%）

(2) 刑事事件への影響

本制度ではあらかじめ選定された争点（公判前整理手続）を決められた日数で審議することになる。そのため、公判中に新たな争点が出てきた場合、たとえラフジャッジになってしまっても強引に期間内で判決を出すか、それとも裁判員を入れ替えて審議をするかといった事態になりかねず、結果として刑事事件への処理機能が低下する恐れがある。

(3) 裁判員への参加強制

裁判員をやりたくない人を強制的に参加させることは、辞退事由が設けられているとはいえ「意に反する苦役」を課すものとして憲法違反（第18条）ではないかとの主張がある。

(4) 裁判員の匿名性・安全の確保

裁判員の氏名が被告人や他の裁判員に知られることで危害が加えられることへの不安がある。裁判員法では裁判手続において被告人に裁判員氏名が開示されることはなく、裁判員相互も氏名は開示されない。事件について知るために裁判員（又は裁判員であった者）へ接触することも禁じられる。裁判員（または裁判員であった者）の氏名を漏示すること（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、また、裁判員等（又は裁判員であった者、その親族）を威迫すること（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）は、それぞれ罰則をもって禁じ

LEGAL PARK

られている。

氏名非公表としても顔を出すこと自体不安とする声もある。裁判員の顔は他の裁判員に見られる（同じ室内で同席するため顔を見られることが避けられない）。また、被告人にも見られる。勤務先に申告して参加する場合、裁判員になったことを勤務先に知られてしまうことは避けられず、第三者に知られてしまう。

(5) 裁判員の秘密保持義務に関する問題

裁判員として「評議の秘密」と「その他職務上知り得た秘密」について、終生の秘密保持義務を負い、違反には刑事罰が規定されている。刑事罰による威嚇の下で、「墓場まで持って行く秘密」を「くじ」で選ばれた一般国民が負わされること自体、過重な義務であると批判がある。

(6) 裁判員の資質の問題

明らかにやる気のない裁判員への対処はどうするのかという問題がある。やむを得ない場合は裁判長がその裁判員を解任して審理を続行する。（裁判員法第41条）。

(7) 不利益な扱いの問題

裁判員法は「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと」などを理由として「不利益な取扱いをしてはならない。」と定めているが、裁判員となった者が昇進を遅延させられる、解雇されるなどの不利益を課された場合、その救済は困難である。

(8) 障害者の参加

障害者等の参加が困難であるとの主張がある。（法施行までに何らかの対策が取られる方向）

(9) 被告人の権利

裁判員が法律の素人であること、性別、年齢、容姿、社会的地位に影響され偏見を持ちやすいことなどで被告人が公正な裁判を受けられなくなるという指摘もある。

(10) マス＝メディアによる裁判員への影響

一般人が裁判員となると情報操作への抵抗力がないうえ、感情的になりがちなため、今まで以上に裁判におけるメディアの影響力が大きくなり、メディアによる世論操作での判決操作も大きくなるという主張もある。

(11) 裁判員裁判は1審（地方裁判所）でしか導入されない

国民の司法参加を名目にしながらも、その判断は1審でしか下すことができない。
2審：高等裁判所・最終審：最高裁判所の判決は従来型の職業裁判官による審理が行われるので、最終的な判決には国民意見が反映されない可能性もある。